

生物多様性保全の推進に関する基本協定書（案）

平成 22（2010）年 10 月、愛知県名古屋市において開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において、我が国が提案していた「国連生物多様性の 10 年」を国連総会で採択するよう勧告することが決定され、同年 12 月の第 65 回国連総会で平成 23（2011）年から平成 32（2020）年までの 10 年間に、愛知目標の達成に貢献するため、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の問題に取り組む「国連生物多様性の 10 年」とする決議が採択された。これを受けて平成 23（2011）年 9 月に「国連生物多様性の 10 年日本委員会」（事務局：環境省）が設立され、公益社団法人日本植物園協会及び環境省は、その委員として多様なセクターと連携しながら、我が国の生物多様性を保全し、その重要性を伝えていく取組を進めている。

愛知目標は 20 の個別目標から成り、目標 12 に絶滅危惧種の保全、目標 9 に侵略的外来種対策の推進が掲げられている。絶滅危惧種の保全においては、生息域内保全だけでなく、生息域外保全の推進も重要である。COP10 において全面的に改訂された「世界植物保全戦略 2010-2020」においては、目標 8 として、絶滅危惧植物の 75%を生息域外で保全すると定められている。

我が国における絶滅危惧植物の生息域外保全については、多くの事例において、公益社団法人日本植物園協会及び同協会正会員園によって自主的に実施されてきた。こうした取組を一層推進するため、公益社団法人日本植物園協会は植物多様性保全委員会を設置し、生息域外保全、種の特性を解明する研究及び生物多様性の理解に資する学習支援に重点を置いた取組を推進している。また、「世界植物保全戦略 2010-2020」に即した「植物多様性保全 2020 年目標」を定め、目標 8 等の達成を目指した活動を行っている。さらに、「植物多様性保全拠点園ネットワーク」を発足させ、植物園間のみでなく様々な個人や団体と連携・協働する仕組みを構築し、地域の生物多様性の保全に大きく貢献している。ここでは国のみならず、地方自治体のレッドリスト掲載種の保全も推進している。

平成 21（2009）年 1 月に環境省が策定した「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針（以下「生息域外保全基本方針」という。）」においては、公益社団法人日本植物園協会は、環境省とともに実施主体として

位置付けられており、日本の野生植物種の絶滅を回避するためには、両者がより一層連携して取り組む必要がある。

外来種については、「生物多様性国家戦略 2012 - 2020」においても我が国の生物多様性の危機の要因の1つに挙げられている。環境省では、平成27年3月に、我が国の外来種対策について、各主体の役割を含む具体的な行動の指針等を示した「外来種被害防止行動計画（以下「行動計画」という。）」を策定し、また、現時点で法規制のない種類も含めて特に侵略性が高い外来種について、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（以下「生態系被害防止外来種リスト」という。）」としてとりまとめた。公益社団法人日本植物園協会には、外来種の適正管理の推進、外来種に関する普及啓発や調査研究、防除手法に対する専門的助言、外来種の同定への協力等の役割が期待されている。

公益社団法人日本植物園協会（以下「甲」という。）と環境省自然環境局（以下「乙」という。）は、これまでに実施してきた取組を踏まえ、まずは絶滅危惧種の生息域外保全及び外来種対策等に係る取組に関して一層の連携を図ることにより、我が国の生物多様性保全の一層の推進に資することを目的とし、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）絶滅危惧種 最新の環境省レッドリストの掲載種のうち、絶滅危惧 IA 類（CR）、絶滅危惧 IB 類（EN）及び絶滅危惧 II 類（VU）をいう（本協定において生息域外保全を検討し得る種として野生絶滅（EW）も含む。）。
- （2）生息域外保全 我が国の絶滅のおそれのある野生植物種を、その自然の生育地外において、人間の管理下で保存することをいう（生息域外保全基本方針における語句の定義参照）。
- （3）外来種 導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過去又は現在の自然分布域外へ移動させることをいう。）によりその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域をいう。）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる亜種若しくは変種又は

その生物が交雑することにより生じた生物を含む。)

(絶滅危惧種の生息域外保全等における連携)

第2条 甲及び乙は、生息域外保全基本方針に沿って、絶滅危惧種の生息域外保全の取組を連携して実施する。

2 甲は、「世界植物保全戦略 2010-2020」等を踏まえ、絶滅危惧種の生息域外保全に積極的に取り組むとともに、甲の正会員園における絶滅危惧種の栽培実績等の生息域外保全実施状況に係る情報の収集・整備を行い、甲が自ら定める基準に基づいてこれを乙と共有し、活用を図る。

また、甲及び乙は、生息域外保全の一環として絶滅危惧種の種子保存に連携して取り組む。

3 甲及び乙は、前項の情報を基に栽培下での繁殖技術等の科学的知見が不足している分類群を抽出し、必要に応じて相互にその技術確立に協力する。

4 甲は、絶滅危惧種の生息域外保全を実施する際、長期的な展望に立って実施するとともに、将来的な野生復帰を見据え、自生地情報や遺伝情報の整備に努める。乙は、必要に応じて甲の取組に協力する。

5 甲及び乙は、平成 23 (2011) 年 3 月に環境省が策定した「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」に基づく絶滅危惧種の野生復帰、絶滅危惧種の保全に資する生物学的特性を解明する研究等を実施する場合、可能な範囲で相互の取組に協力する。

6 乙は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）」で定める国内希少野生動植物種について、甲の協力の下で生息域外保全を実施しようとする場合には、甲の植物多様性保全委員会を窓口として調整を行い、必要に応じて、当該種の生息域外保全に関する協力依頼内容を明記した文書を自然環境局野生生物課希少種保全推進室長名で発出することにより甲に依頼する。当該文書は年度ごとに発出することとする。

7 甲は、前項の依頼があった場合には可能な範囲で協力する。甲及び甲の正会員園が当該種の生息域外保全を実施する際に、当該種に係る種の保存法に基づく保護増殖事業計画が策定されている場合には、自らが実施する事業の内容について保護増殖事業計画を作成し、種の保存法第 46 条に基づく環境大

臣の確認又は認定を受けて実施するものとする。

- 8 本条第6項の場合において、乙は、生息域外保全の取組に係る実務の調整を、当該種を所管する地方環境事務所又は自然環境事務所の野生生物課を窓口として行う。
- 9 本条第6項の場合において、甲及び乙は、相互に連携して、生息域外保全の取組に係る調査研究の実施等について、関係する研究機関及び研究者等との調整を行う。

(外来種対策における連携)

第3条 甲及び乙は、行動計画を踏まえ、連携して外来種対策を推進する。

- 2 甲は、乙に対して、乙が取りまとめた生態系被害防止外来種リストの掲載種に関する防除手法に対する専門的助言、調査研究への協力及び同定への協力を可能な範囲で行う。

(連絡調整会議)

第4条 甲及び乙は、我が国の生物多様性保全の推進に係る連携を図るため、甲と乙の連絡調整会議（年に1回程度）を開催する。

- 2 甲及び乙は、連絡調整会議において、本協定書に記載されている取組に関する実施状況報告を行うとともに、必要に応じて取組の円滑な推進を図るための所要の調整を行う。
- 3 甲及び乙は、本協定書に記載されている取組に関する具体的な調整を図るため、必要に応じて関係担当者による会議を開催する。

(普及啓発及びその他の活動)

第5条 甲及び甲の正会員園並びに乙は、絶滅危惧種及び外来種に係る内容の普及啓発であって、生物多様性保全に資するものを実施する場合、必要に応じて相互の取組に協力する。

- 2 甲及び乙は、本協定に定めのある事項以外の生物多様性保全に資する活動を行おうとする場合においても、相互に有する専門的知見の活用が有用と認めるときは、可能な範囲で相互の取組に協力する。

(協定の変更)

第6条 本協定に定める事項について変更すべき事情が生じたときは、甲及び乙のいずれからも当該変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、それぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

(協定の有効期限等)

第7条 本協定は、その締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書により本協定の終了を申し出ない限り継続するものとする。

(その他)

第8条 本協定の実施に関し必要な事項、本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙の協議の上、定めるものとする。

本協定成立の証として、協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自で各1通を所持するものとする。

平成27年6月25日

甲 公益社団法人 日本植物園協会
会 長 岩 科 司

乙 環境省自然環境局
局 長 塚 本 瑞 天